参考資料 漁場計画のイメージ(現行)

漁場計画 (第五種共同漁業:内水面)

1. 免許の内容たるべき事項および関係地区

公示番号	免許の内容					制限または	11111111111111111111111111111111111111	/ □◇★₩□目目
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区	存続期間
内共 第1号	第五種共同漁業	にじます、 あまご、い わな漁業	1月1日から 12月31日まで	大海市地先大石川筋	大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の200m上流に設置している府県漁業協同組合境界標示板までの大石川		大津市田上稲津町、稲津一丁目、田上稲津一丁目、黒津一丁目、黒津一丁一丁目、黒津一丁目、大田一丁目、大田一丁目、大田一丁目、大田一丁目、大石龍門と一丁目、大石曽、大石東一丁日で、大石東一丁日で、大石宮川一丁目、大石川一丁目、四丁目、四丁目、四丁目、四丁目、四丁目、四丁目、四丁目、四丁目、四丁目、四	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
内共 第2号	第五種 共同漁業	にじます、あ まご、いわな 漁業		大津市地先 信楽川筋	大津市大石東町字梅原にある河川管理 境界標示板から上流の同市大石富川町 地先にある通称尾越の棚までの信楽川 および信楽川と加河川との合流点から 奥加河橋直下にある奥加河井堰までの 加河川	_	同上	平成25年9月1日から 平成35年8月31日まで

漁業権の種類

科	 重 類	内容	権利等 保有者	期間	備考
※ 本県	漁 業 権 県に 当なし	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置場所が水深27メートル以上のもの(瀬戸内海の桝網、陸奥湾の桝網・落網は除く。)および北海道においてサケを主たる漁獲物とするもの。	経営者(直接 当該漁業を 営む者)	5年	
共	第二種	水産物を目的とする漁業。 (例) しじみ、いけちょうが い、からすがい、たにし漁 業		10 年	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
同漁業権)	第 三 種 ※許可漁 業で対応	地びき網漁業	漁協または漁連		
権	第 四 種 ※本県に 該当なし	寄魚漁業、島付こぎ釣漁業			
	第五種	内水面において営む漁業で、第一種共同漁業以外のもの。 (例) あゆ、にじます、あまご、いわな漁業。 こい、ふな、もろこその他雑魚漁業。			
(団体漁業権	第一種	一定の区域内で石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業。 (例)真珠養殖業、小割式魚類養殖業	団はは許 個はを直端はは	第 1 種の真業 第 2 年 10 年 かは 5 年	⇒ 区画漁業権は一お営の区域がでででででででででででででででででできません。 このでは、
画漁業権)	第二種 ※本県に現行免許なし	土、石、竹、木等により囲まれた一定の区域内で営む養殖業。 (例)築堤式、網仕切り式養殖業、ため池養殖業			
権	第 三 種 ※本県に 該当なし	一定の区域内で営む養殖業で、上記以外のもの。 (例)地まき式養殖業			漁連が管理する 漁業権を団体漁 業権という。

滋賀県における免許漁業の漁場位置図(R4.8.1現在)



